

これより本案に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○十二番（木村秀雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十九号については厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（賛成」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） おわかりいたします。ただいま木村秀雄君から本案は

厚生委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案第六十九号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

議長（末次性男君） 日程第十議案第七十号東京自治会館組合の設立についてを議題といたします。

朗読を省略し本案について提案理由の説明を求めます。

企画調査委員長 大野忠一君

（企画調査委員長 大野忠一君登壇）

企画調査委員長（大野忠一君） 議案第七十号の東京自治会館組合の設立について説明を申し上げます。

よろしく御入

規約につきまして説明申し上げます。

第一章の第一条から第四条でございますが、これは総則でございます。名称を東京自治会館組合とするということ。組織団体は小笠原

村を除きまして全四十団体とすること、処理する事務はただいま申し上げましたとおりでございます。事務所は会館がございまして市

長会の事務所とは異なる調布市の市役所内に置くこと、それから第二章といたしまして第五条から第九条でございますが、組合議会の規定でございます。議員の定数は十二名といたします。選出区分につ

ましては別表にございますように市長会から四名、市議会から四名、町村長会から二名、町村議議長会から二名、任期は二年といたしております。

これより本案に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長（末次性男君）以上で質疑を終ります。

○十二番（木村秀雄君） この際勅議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第六十九号については厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

「賛成」と呼ぶ者あり

議長（末次性男君） おわかりいたします。ただいま森田秀雄君から本案件
厚生委員会に付託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されま
した。本動議のとおり決するに異議ありませんか。

2000

[illegible][illegible]

九龍區議會 秘書處

[illegible]

先般来概況につきまゝ申上げてまいりましたが、今回都下の四十市町村は提案理由にありますように住民の福祉を増進するために必要は連絡、調整、相互協力その他の事務の用に供する共同の施設としての会館の設置、管理運営に関する事務を協同処理するために東京自治会館をつくりたいということに話ばまとまりましたので、その規約をご提案申し上げる次第でございます。

規約につきまして説明申し上げます。

第一章の第一条から第四条でございすが、これは総則でございまして
名称を東京自治会館組合とするということ。組織団体は小笠原

村を除きました全四十団体とすること、処理する事務はただいま申し上げましたとおりでございます。事務所は会館がふきあがるまでは市

長会の事務所とはうける調布市の市役所内に置くこと、それから第二章といたしまして第五条から第九条でございますが、組合議会の規定でございます。議員の定数は十二名といたします。選出区分につき

ましては別表にございますように市長会から四名、市議会から四名、町村長会から二名、町村議長会から二名、任期は二年といたしてございます。

第三章の執行機関第十条から十三条でございますが、正副管理者、収入役の規定で任期は議員と同じく二年といたないと、監査委員二人のうち一般選任委員の任期につきまゝでは自治法の規定とおり三年といたしてございます。第四章の第十四条の経費の支弁方法をございまして、この組合の経費は関係四十団体で負担すること、それからその割合等につきまゝでは現在見込みはたっておりませんが、正式に組合が設立されましたその議会で決めらるゝということにはなはずでございます。付則の公布につきまゝでは知事の許可のあった日から施行するということでは現在事務的には十一月の上旬と一応予定してございます。以上たいへん簡単な説明で申しわけございませんが慎重審議賜りまして、原案とおりの決定下さるようお願い申し上げまして説明を終らせていただきます。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○十二番（木村秀雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十号については総務委員会に付託し、審査せられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま木村秀雄君から、本案は総務委員会に付託し審査せられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よつて議案第七十号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

議長（末次性男君） 追加日程第一及び同第二については議事の都合により一括して上程いたします。

追加日程第一号議案第七十一号福生市教育委員会委員の任命同意について。

追加日程第二議案第七十二号福生市教育委員会委員の任

命同意についで、以上二件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、ただちに本案について提案理由の説明を求めます。

市長 石川常太郎君

(市長 石川常太郎君登壇)

。市長(石川常太郎君) 議案第七十一号並びに七十二号につきまして提案

理由のご説明を申し上げます。

まず第一に本日追加日程といたしましてお加えいただきましたことと、お礼申し上げる次第でございます。

議案第七十一号につきましては教育委員会の委員の任命同意方をお願いするわけでございますが、現在まで福生市教育委員会委員でございます田村政一氏が今月末をもちまして四年間の任期を終るわけでございます。私といたしましてはいろいろの面から最も適任者と存じますので、ご留任をいただきまして再度お願いしたいと考えまして本案を提出したわけでございます。履歴につきましてはお手元の議案にご添付申し上げてございますが、東京府立農業講習所を卒業されまして昭和飛行機の会社員をやられたことがあり、ある

いは農業をやられたこともございまして議会議員もやられました。

また民生関係あるいは国民健康保険関係、納税関係、福祉関係と市の様子に非常にお詳しい方でございまして、いたがいて学校運営におきましていろいろの面におきまして適切なお意見をもちてございしますので、ぜひとも一つご同意をいただきたくお願い申し上げます。

次に議案七十二号でございますが同じく福生市教育委員会委員の任命同意でございます。これにつきましてはただいま教育長として議員各位よりご指導いただいております町田倍二君がやはり今月末をもちまして任期となるわけでございますが、現在のところ非常に熱心にやっておりますので、いま一度お願いいたした次第でございます。

町田倍二君は大正十四年生まれ現在四十七歳でございます。学歴は昭和第一工業高校を卒業され、その後福生町役場に就職されましてからここにござりまするように議会局長をいたしたことがありますし、また産業課長、民生課長あるいは住民課長、総務課長と方々の課長を歴任しておりますし、また過去四年間非常に勉強いたしまして

て教育委員会教育長といたしまして十分に行うというふうに見通しを私にもっておりますので、ぜひとも一つご同意方をお願いいたくお願いを申し上げる次第でございます。

たいへん簡単でございますが、以上提案理由の説明を申し上げます。よろしくお願ひします。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

この際質疑及び討論を省略しおはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第七十一号同七十二号の二案についてともにこれを同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よろし議案第七十一号同七十二号の二案についてはこれを同意することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） この際教育長町田倍二君からごあいさつの申し出があらりましたのでこれを許します。

○教育長（町田倍二君） 貴重な時間をお借りしまして簡単にお礼のごあい

さつを申し上げます。

ただいまは私自身に對します教育委員の任命につきまして、ご同意を賜りましたことまことにありがとうございました。もとより浅学非才その器ではないというところは十分承知しておりますが、ご同意をいただきました以上誠に誠意一生懸命市の教育の発展のためにがんばるつもりであります。どうか今後におきましてもよろしくご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではありますがお礼を申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。（拍手）

○議長（末次性男君） 以上であいさつを終わります。

○議長（末次性男君） 追加日程第三請願第七号雨水溝設置に関する請願書を議題といたします。

事務局長として請願書の朗読をいたします。

（島田議会事務局長朗読） 別添参照 省略

○議長（末次性男君） 朗読を終わりました。

紹介議員中里元一君から本趣旨の説明を求めます。

(十八番 中里元一君登壇)

○十八番(中里元一君) ただいまご指名がございましたので、はなはだ僭越ではございますが、請願第七号の紹介議員を代表し趣旨の説明を行います。

ただいま局長が朗読されましたとおり市道五三一号及び五七七号基地より圍った一部雨水溝設置の請願、すなわち当市の特定飲食街として長年にわたり多くの人たちが営業を営んでおります。現在に至るまで雨水溝はなく特に飲食街としてふさわしくない現状でございます。また力、八工などの発生源にもなり、最近特に悪臭が目立ちます。衛生面の観点から通行また地域住民の長年にわたる要望でございます。どうか請願者の意をお汲み取り願ひ、ご採択の上、早期実現を心よりお願い申し上げまして趣旨の説明といたします。

○議長(末次性男君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。これより本件請願に対する質疑を行います。

福生市議会

○十五番(岩田博君) この請願については長年の懸案でもあり、おそらく建設委員会に付託にばりまして審査されたいと思いますが、速急に建設委員会の方から理事者に速急にやつていただくよう要望いたします。

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

請願第七号についてはお手元にご配布の別紙付託表のとおり建設委員会に付託いたします。

○議長(末次性男君) 追加日程第四議案第七十三号衆議院議員の定数は正の要望に関する意見書と議題といたします。

事務局長として議案の朗読をいたさします。

(島田議会事務局長朗読) 別添の案を朗読

○議長(末次性男君) 朗読を終わりました。

本案について提案理由の説明を求めます。一番 賀井喜代次君

(一番 賀井喜代次君登壇)

○一番(賀井喜代次君) ご指名がございましたので署名賛同の方を

田字削除

代表りたし、まして不肖私から衆議院議員の定数は正の要請に
関する意見書の提案理由の説明を申し上げます。

本来国民の意志を公平に繁栄すべきである選挙制度につ
て、広く国民の要望もあり時代に添った内容とするため根本的に
改正を検討をしていると聞き、わが福生市議会もこの機をとらえ、東
京第七区の衆議院議員の定数増と関係方面に意見書とし
て提出したいと考えたものであります。

ご承知のとおり公職選挙法によれば五年ごとの国勢調査結果に
基き人口等により定数の改正が実施されるべきであるにもかかわらず、
依然として昭和二十五年以来放置され一部選挙区におりては三万
票余で当選の例もあり、当選挙区におりては十萬票をとるも当
選できないという、まことに不均衡で不平等なものとなつてあられ、
有権者として著しく参政権の平等を欠けている。人口急増の
一途をたどっている東京第七区におりてはますますその現象を高
め市民の不満がつつとばかりであります。われわれは市民の意を
国政に正しく繁栄させるために公職選挙法の精神に添つてすみや

かに議員定数増をはかるべきであるとしてここに意見書を提出し
た次第であります。

何とぞご審議の上ご可決下さるようにお願いたしまして提案理由
の説明を終わります。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○十二番（森田秀雄君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十三号については委員会付
託及び討論を省略し原案とお可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おわかりいたします。ただいま不林田秀雄君から
所定の賛成を得て、本案は本員会付託及び討論を省略し原
案とお可決されたい旨の動議が提出されましたが本動議のとおり
決するに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) ご異議なしと認めます。よろしく議案第七十三号は原案どおり可決いたしました。

議長(末次性男君) おわかりいたします。本員会審査のため明二十一日から二十九日まで九日間休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) ご異議なしと認めます。よろしく明二十一日から二十九日まで九日間休会することに決定いたしました。はお次回本会議は九月三十日午前十時から開きます。

議長(末次性男君) 以上をもちて今日の日程は全部終了いたしました。本日はこれともちて散会いたします。長時間ありがとうございました。

午後六時四十五分散会

写 福総発第一七八九号

昭和四十七年九月十三日

福生市長 石川 常太郎 印

福生市議会議長

末次性男 殿

昭和四十七年第三回福生市議会定例会の招集について

昭和四十七年九月十三日付福生市告示第二十五号(別紙参照)をもつて昭和四十七年第三回福生市議会定例会を招集したので通知します。

福生市告示第二十五号

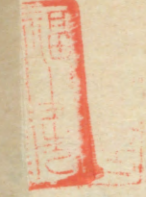
昭和四十七年第三回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和四十七年九月十三日

福生市長 石川 常太郎 印

一期 九月二十日
二場 福生市議会議場

二 昭和四十七年九月十三日
福生市議会議長
日 廿月二



写

福総発第一七八七号

昭和四十七年九月十三日

福生市長 石 川 常太郎

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

議案の送付について

昭和四十七年第三回福生市議会議定例会に提案するため、つぎの議案を送付します。

- 一 議案第六十四号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 二 議案第六十五号 福生市老人福祉手当条例
- 三 議案第六十六号 昭和四十七年度福生市一般会計補正予算（第三号）
- 四 議案第六十七号 昭和四十七年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）
- 五 議案第六十八号 昭和四十七年度福生市水道事業会計補正予算（第一号）
- 六 議案第六十九号 昭和四十六年度福生市水道事業会計決算認定について
- 七 議案第七十号 東京自治会館組合の設立について

